

## 新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、新たに浄化槽を設置して汚水処理を行う者に対し新潟市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 住宅等 し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（建設省告示第3184号）の建築用途に示される住宅及び併用住宅（住宅部分に係るもの。）をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたし尿のみを処理するもののうち、同法第11条に規定する法定検査を補助金の申請年度若しくはその前年度に1回以上受検しているもの又は浄化槽使用再開届出書を申請年度に届け出たものをいう。
- (4) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合するくみ取便所の便槽をいう。
- (5) 転換 住宅等において設置された単独処理浄化槽又はくみ取便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を原則、全部撤去し、同一敷地内において浄化槽に設置替えすることをいう。ただし、浄化槽の設置に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要しないものをいう。
- (6) 建替え等 住宅等において設置された単独処理浄化槽等を原則、全部撤去し、同一敷地内において浄化槽に設置替えすることをいう。ただし、浄化槽の設置に伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要するものをいう。
- (7) 新設 転換及び建替え等に該当しないもので、新たに浄化槽を住宅等に設置することをいう。
- (8) 宅内配管工事 転換又は建替え等に付帯して宅内配管（便所、台所、洗面所、浴室等から当該浄化槽への流入管及びます並びに当該浄化槽から敷地に隣接する側溝までの放流管をいう。）を設置する工事をいう。
- (9) 単独処理浄化槽等撤去工事 転換又は建替え等に付帯して既設の単独処理浄化槽等を原則、全部撤去する工事をいう。
- (10) 合併処理浄化槽整備区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理

区域、新潟市地域下水道条例（昭和58年新潟市条例第7号）第3条に規定する処理区域、農業集落排水事業が予定されている地域及び新潟市浄化槽事業条例（平成22年6月29日新潟市条例第37号）第3条に規定する整備区域を除く本市全域をいう。

- (11) 合併処理浄化槽移行区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（令和3年4月1日時点のもの）のうち、浄化槽で汚水処理を行う区域として市長が別に定める区域をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助金の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、本市の区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 合併処理浄化槽整備区域
- (2) 合併処理浄化槽移行区域
- (3) その他市長が認める区域

（補助対象浄化槽）

第4条 補助金の交付の対象となる浄化槽は、処理対象人員10人以下の浄化槽（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものに限る。）とし、環境配慮型浄化槽適合機種とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅等において次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 補助対象区域における住宅等において転換又は建替え等を行い、その住宅等で居住しようとする者
  - (2) 合併処理浄化槽移行区域における住宅等において新設を行い、その住宅等で居住しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助対象者としな
- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
  - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人等の承諾を得られないもの
  - (3) 市税を滞納している者
  - (4) 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年7月2日条例第26号）別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料（し尿）を滞納している者
  - (5) 転換又は建替え等の場合、浄化槽を設置しようとする場所と同一敷地内に居住していない者

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助金額)

第6条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。ただし、当該設置に係る工事費が限度額未満のときは、当該工事費の額（当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、宅内配管工事を行う場合は、別表2の右欄に定める額を限度とした金額に、前項に定める額を加えて得た額を補助金の額とする。ただし、当該宅内配管に係る工事費が限度額未満のときは、当該工事費の額（当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、前項に定める額を加えて得た額を補助金の額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、単独処理浄化槽等撤去工事を行う場合は、別表3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とした金額に、前2項に定める額を加えて得た額を補助金の額とする。ただし、当該単独処理浄化槽等の撤去に係る工事費が限度額未満のときは、当該工事費の額（当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、前2項に定める額を加えて得た額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第7条 規則第6条の規定による補助金の申請は、毎年4月1日以降に国からの交付金の内示が通知されてから当該年度の1月末日かつ補助金に係る工事の着手前までに補助金交付申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 規則第6条の規定により申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合することを証する書類
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (3) 浄化槽の工事請負契約書及び工事施工監督する者の資格を証明する書類の写し
- (4) 浄化槽設置工事費の見積書の写し
- (5) 住宅等の平面図、浄化槽の設置位置を示す図面及び配管系統図
- (6) 住宅等を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- (7) 設置状況を示す写真及び単独処理浄化槽等が接続されている住宅等の全景写真（単独処理浄化槽等からの転換又は建替え等に係る補助金の申請をする場合に限る。）並びに単独処理浄化槽等の設置位置を示す図面
- (8) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (9) 新潟市制度用納税証明書（申請日から2週間以内のもの）
- (10) 宅内配管工事費の見積書の写し（宅内配管工事に係る補助金の申請をする場合に限る。）
- (11) 単独処理浄化槽等撤去費の見積書の写し（単独処理浄化槽等からの転換又は建替え等に係る補助金の申請をする場合に限る。）

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第7条の規定により、補助金を交付すると決定した場合は補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した場合は補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ当該者に通知する。

(変更承認申請書)

第9条 規則第10条の規定による補助事業の変更の承認申請は、変更承認申請書（別記様式第4号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金に係る事業完了後1カ月以内又は補助金の交付決定に係る当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 規則第13条第3号の規定により報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽設置工事費の領収書の写し
- (3) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の依頼を浄化槽法第57条に基づく指定検査機関が受諾したことを証する書類の写し
- (4) 浄化槽の維持管理等に関する誓約書（別記様式第6号）
- (5) 単独処理浄化槽の使用廃止届出書の写し（既設単独処理浄化槽からの転換及び建替え等に限る。）
- (6) 浄化槽を設置する工事の施工状況写真
- (7) 宅内配管工事の施工状況写真及び宅内配管工事費の領収書の写し（宅内配管工事に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (8) 単独処理浄化槽等を撤去する工事の施工状況写真及び単独処理浄化槽等撤去費の領収書の写し（単独処理浄化槽等からの転換又は建替え等に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第5項若しくは同法第12条の5第5項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写し又は同条第4項の規定による通知の内容を出力した書面（単独処理浄化槽等撤去工事又は宅内配管工事に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (10) 住所変更届出書（別記様式第7号）（新設に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(協力)

第11条 市長は、補助金を交付した者に対し、浄化槽の使用実態調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市合併処理浄化槽等設置に係る補助金交付要綱の規定は、平成5年6月1日以後に浄化槽工事が竣工するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の人槽区分の欄「5」「11～20」「21～30」「31～50」の項の規定については、この要綱の施行の日以後に交付決定をしたものから、その他の規定については、平成18年4月1日以後に交付決定をしたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の要綱の失効にかかる規定は平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、要綱の失効にかかる規定は令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、要綱の失効にかかる規定は令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、要綱の失効にかかる規定は令和6年3月31日から施行する。

別表1（第6条関係）

区分		限度額(円)
浄化槽の新設	5人槽	405,000
	6～7人槽	570,000
	8～10人槽	990,000
既設単独処理浄化槽から転換 又は建替え等	5人槽	405,000
	6～7人槽	570,000
	8～10人槽	990,000
既設くみ取便槽から転換 又は建替え等	5人槽	435,000
	6～7人槽	600,000
	8～10人槽	1,020,000

別表2（第6条関係）

区分	限度額(円)
宅内配管工事	300,000

別表3（第6条関係）

区分		限度額(円)
単独処理浄化槽等撤去工事	単独処理浄化槽	120,000
	くみ取便槽	90,000

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

（電話番号）

## 補助金交付申請書

年度において、浄化槽等を設置したいので、新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

1 設置場所の 地名地番							
2 浄化槽の型式	名称 認定番号						
3 浄化槽の人槽	人槽						
4 交付申請額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">うち 宅内配管工事費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">単独処理浄化槽等撤去費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	金	円	うち 宅内配管工事費	円	単独処理浄化槽等撤去費	円
金	円						
うち 宅内配管工事費	円						
単独処理浄化槽等撤去費	円						
5 設置区分	1 既設の単独処理浄化槽からの <input type="checkbox"/> 転換 <input type="checkbox"/> 建替え等 2 既設のくみ取便槽からの <input type="checkbox"/> 転換 <input type="checkbox"/> 建替え等 3 合併処理浄化槽移行区域における新設						
6 住宅所有者	1 本人    2 共有（ 人）    3 その他（ ）						
7 住宅の種類	1 住宅 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> 2 店舗等併用住宅 (延べ床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> ) (居住部分の床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> )						
8 着工予定年月日	年 月 日						
9 工事完了予定 年 月 日	年 月 日						

様

新潟市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付します。

記

I 交付金額 金 円  
〔うち 宅内配管工事費 円  
単独処理浄化槽等撤去費 円〕

II 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ新潟市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した浄化槽を補助金等の交付の目的に反して使用や、譲渡等をするとき。

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を新潟市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、新潟市長の要求があったときには直ちに新潟市長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1カ月以内又は補助金の交付決定に係る当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書により行うものとする。

別記様式第3号（第8条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった新潟市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付と決定する。

記

（理由）

（宛先）新潟市長

補助対象者 住所

氏名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け新 第 号 で補助金交付決定を受けた新潟市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1. 補助金申請内容の変更
2. 補助事業の中止
3. 補助事業の廃止

（理由）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助対象者 住所

氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号 で交付決定の通知を受けた浄化槽等の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
- |    |             |   |
|----|-------------|---|
| うち | 宅内配管工事費     | 円 |
|    | 単独処理浄化槽等撤去費 | 円 |
2. 事業完了年月日 年 月 日

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

氏 名

### 浄化槽の維持管理等に関する誓約書

私がこのたび新潟市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け、浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

#### 記

- 1 浄化槽法第7条に規定する法定検査の受検
- 2 浄化槽法第11条に規定する法定検査の受検
- 3 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
- 4 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施
- 5 地域住民に迷惑をかけないよう適正な使用に努め、維持管理の徹底を図るとともに、万一、苦情等が生じた場合は責任をもって解決する。

※ 住所・氏名は申請者の自筆記載としてください。

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助対象者 住所

氏名

住 所 変 更 届 出 書

年 月 日付新 第 号 で補助金交付決定を受けた新潟市浄化槽設置整備事業補助金について、補助対象者の住所を下記のとおり変更した（又は変更を予定している）ので届け出ます。

記

旧住所	
新住所	
変更予定日 (住所を変更していない方のみ)	令和 年 月 日